

【大蔵委員会】

(1) 審議概観

第140回国会において本委員会に付託された法律案は、内閣提出9件、衆議院議員提出1件の合計10件であり、いずれも可決した。

また、本委員会付託の請願6種類11件は、いずれも保留となった。

〔法律案の審査〕

大蔵委員会付託の法律案は、そのほとんどが今日の経済情勢、財政事情等を反映した内容のものであった。

税財政に関する法案は5件であったが、その審査概要等は次の通りである。

我が国の財政は、国・地方の長期債務残高が476兆円（平成9年度末見通し）に達するという危機的な状況に鑑み、平成9年度予算においては、医療保険改革を初めとする各般の制度改革が行われた。その結果、一般歳出の伸び率が1.5%と、9年ぶりの低い水準に抑えられるとともに、公債減額4兆3,220億円を実現するなど、財政構造改革元年の第一歩を踏み出した。しかしながら、特例公債については、前年度予算における発行予定額から4兆5,280億円減額したものの、引き続き発行を余儀なくされ、そうした事情の下、平成9年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律案が提出された。

委員会においては、政府の今後の財政方針や、財政構造改革に関する質疑が行われ、危機的な財政状況を脱し、堅実な財政運営に立ち戻るため最大限の努力を行う旨の大蔵大臣の見解が示された。

酒税法の一部を改正する法律案は、蒸留酒に係る酒税の税率格差を、ガット第3条に整合的なものにすることを要請した世界貿易機関（WTO）の勧告に配慮し、しょうちゅう甲類及び乙類、ウイスキー類、スピリッツ類並びにリキュール類に係る税率格差を調整しようとするものである。委員会においては、税率改定により、国内のしょうちゅうメーカーの経営に与える影響や、経過措置に対する欧米の反応を懸念する質疑があった。

次に、近年の社会経済事情等に対応するため、租税特別措置法及び阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律案が提出された。これは、住宅需要を刺激するために住宅取得促進税制の拡充・適正化を図るとともに、特定の中小企業が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除の創設や、沖縄に対する税制上の特例措置の新設・拡充、企業関係の租税特別措置等の整理合理化等、所要の措置を講ずると同時に、震

災対策における税制支援策として、被災者の住宅の再取得等を支援するため、住宅取得促進税制の特例等を盛り込んだものである。委員会では、租税特別措置の実効性が、今年4月からの消費税引き上げによって薄れてしまうのではないかという疑問が呈されたが、昨今の経済状況の下、租税特別措置により経済にプラスの影響が期待できるとの政府見解が示された。

なお、議員立法の、平成8年度の新生産調整推進助成補助金等についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案は、同補助金等に係る所得税及び法人税の負担軽減を図ろうとするものである。

また、石油製品を中心とした関税率及び還付制度の改正や、税関制度の簡素化等を図る目的で、関税定率法等の一部を改正する法律案が成立した。

国際金融関連では、中東・北アフリカ経済協力開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律案、及び、国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律及び国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案が成立した。

前者は、中東及び北アフリカにおける平和、安定及び開発の強化・促進を目的とするものであり、後者は、国際復興開発銀行及び国際開発協会の増資決議の成立に伴い、我が国がこれらの機関に対し追加出資を行うための措置を講じたものである。

外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律案は、昨年11月橋本総理が打ち出した金融システム改革のフロントランナーと位置づけられており、我が国の金融・資本市場を活性化させるため、対外取引の自由化を図ることを主な内容とするものである。委員会では、法改正による国内資本の流出への懸念や、金融システム改革との関連についての質疑が行われた。また、金融・証券・商社の各分野から参考人を招致し、意見を聴取した。その中で、各参考人からは、日本版ビッグバンを成功させ、東京市場を活性化させるためには、為替管理の規制緩和のみならず、税制・会計・金融システムの迅速な改革が必要との認識が示された。さらに各委員からは、今後のビッグバンへの各業界の対応方針に関する質問が集中した。

その他の金融関連では、日本銀行法案は、昭和17年に制定された現行法が、経済・金融の市場化が進展した今日、時代にそぐわなくなっている現実を踏まえ全面改正されたものである。バブルの発生と崩壊、その後の金融機関の不良債権問題の深刻化を通じて、国民や市場から中央銀行の自主性や意思決定の透明性の確保が求められていること、グローバル化の流れを強める世界の金融・資本市場にも対応を図る必要があることなどから改正につながったものである。

その内容は、①政策委員会の議決事項の拡充及び組織の見直し、議事録の公開、②政策委員会への政府の出席、議案提出、議決延期請求権の付与、③役員
の任命に対する国会の同意、④役職員の違法行為に対する是正命令などを規定
するものである。

委員会においては、各委員から、予算認可権など政策委員会に対する政府の
関与が同委員会の独立性を阻害する可能性について指摘されたが、大蔵省は、
政策委員会の独立性を最大限保ちながら、行政代行的色彩の強い金融政策の責
任を内閣が負うことができるようにするには、最小限の政府の関与は不可欠と
の見解を示した。また、参考人として、金融制度調査会会長、全国銀行協会連
合会会長、及び学識経験者2名を招致し、日本銀行の独立性及び政府と中央銀
行の関係を中心とした意見聴取が行われた。

法案採決の際、民主党・新緑風会の千葉景子議員より、日本銀行及び政策委
員会への政府の関与を原案より弱める内容の修正案が提出されたが、否決され
た。

〔国政調査等〕

2月13日、三塚大蔵大臣より財政及び金融等の基本施策に関して所信を聴取
し、2月20日、所信に対する質疑を行った。また、3月27日、予算委員会から
委嘱を受けた平成9年度大蔵省関連予算の審査を行った。

5月22日には、日本銀行に関する実情調査を目的として、日本銀行を視察し
た。

(2) 委員会経過

○平成9年2月13日（木）（第1回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 租税及び金融等に関する調査を行うことを決定した。
- 財政及び金融等の基本施策に関する件について三塚大蔵大臣から所信を聴
いた。
- 平成8年度の新生産調整推進助成補助金等についての所得税及び法人税
の臨時特例に関する法律案（衆第1号）（衆議院提出）について提出者
衆議院大蔵委員長額賀福志郎君から趣旨説明を聴いた後、可決した。
（衆第1号） 賛成会派 自民、平成、社民、民緑、共産、新社
反対会派 なし

○平成9年2月20日（木）（第2回）

- 財政及び金融等の基本施策に関する件について三塚大蔵大臣、政府委員及

び経済企画庁当局に対し質疑を行った。

○平成9年3月14日（金）（第3回）

○平成9年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律案（閣法第1号）（衆議院送付）

酒税法の一部を改正する法律案（閣法第6号）（衆議院送付）

租税特別措置法及び阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第7号）（衆議院送付）

関税定率法等の一部を改正する法律案（閣法第33号）（衆議院送付）

以上4案について三塚大蔵大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成9年3月17日（月）（第4回）

○関税定率法等の一部を改正する法律案（閣法第33号）（衆議院送付）について三塚大蔵大臣、政府委員、厚生省及び農林水産省当局に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

（閣法第33号） 賛成会派 自民、平成、社民、民緑、新社

反対会派 共産

なお、附帯決議を行った。

○平成9年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律案（閣法第1号）（衆議院送付）について三塚大蔵大臣、政府委員及び自治省当局に対し質疑を行い、質疑を終局した。

○平成9年3月21日（金）（第5回）

○酒税法の一部を改正する法律案（閣法第6号）（衆議院送付）

租税特別措置法及び阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第7号）（衆議院送付）

以上両案について三塚大蔵大臣、政府委員、自治省、中小企業庁、通商産業省、公正取引委員会、建設省及び農林水産省当局に対し質疑を行い、討論の後、いずれも可決した。

（閣法第6号） 賛成会派 自民、平成、社民、民緑

反対会派 共産、新社

（閣法第7号） 賛成会派 自民、社民、民緑

反対会派 平成、共産、新社

なお、両案についてそれぞれ附帯決議を行った。

- 中東・北アフリカ経済協力開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律案
(閣法第34号) (衆議院送付)

国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律及び国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案
(閣法第35号) (衆議院送付)

以上両案について三塚大蔵大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成9年3月27日(木) (第6回)

- 中東・北アフリカ経済協力開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律案
(閣法第34号) (衆議院送付)

国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律及び国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案
(閣法第35号) (衆議院送付)

以上両案について三塚大蔵大臣及び政府委員に対し質疑を行い、質疑を終局した後、

国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律及び国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案
(閣法第35号) (衆議院送付) について討論の後、可決した。

(閣法第35号) 賛成会派 自民、平成、社民、民緑、新社
反対会派 共産

なお、附帯決議を行った。

- 委嘱審査のため参考人の出席を求めることを決定した。

- 平成9年度一般会計予算 (衆議院送付)

平成9年度特別会計予算 (衆議院送付)

平成9年度政府関係機関予算 (衆議院送付)

(大蔵省所管、国民金融公庫、日本開発銀行及び日本輸出入銀行) について三塚大蔵大臣から説明を聴いた後、同大臣、政府委員、経済企画庁、自治省、防衛施設庁当局、参考人国民金融公庫総裁尾崎護君、日本開発銀行総裁吉野良彦君及び日本輸出入銀行総裁保田博君に対し質疑を行った。

本委員会における委嘱審査は終了した。

○平成9年3月28日(金) (第7回)

- 平成9年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律案 (閣法第1号) (衆議院送付) について討論の後、可決した。

(閣法第1号) 賛成会派 自民、平成、社民、民緑
反対会派 共産、新社
なお、附帯決議を行った。

○平成9年4月1日(火) (第8回)

- 中東・北アフリカ経済協力開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律案
(閣法第34号) (衆議院送付) について討論の後、可決した。
(閣法第34号) 賛成会派 自民、平成、社民、民緑、新社
反対会派 共産

○平成9年5月7日(水) (第9回)

- 理事の補欠選任を行った。
- 外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律案(閣法第53号)
(衆議院送付) について三塚大蔵大臣から趣旨説明を聴いた。
- また、同法律案について参考人の出席を求めることを決定した。

○平成9年5月8日(木) (第10回)

- 外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律案(閣法第53号)
(衆議院送付) について三塚大蔵大臣、政府委員及び警察庁当局に対し質疑を行った。

○平成9年5月9日(金) (第11回)

- 外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律案(閣法第53号)
(衆議院送付) について以下の参考人から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

| | | |
|--------------------|----|-----|
| 株式会社三和銀行専務取締役国際本部長 | 室町 | 鐘緒君 |
| 三井物産株式会社代表取締役専務取締役 | 福間 | 年勝君 |
| 山一証券株式会社専務取締役 | 川添 | 允雄君 |

○平成9年5月13日(火) (第12回)

- 理事の補欠選任を行った。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律案(閣法第53号)
(衆議院送付) について三塚大蔵大臣、政府委員及び参考人日本銀行理事山口泰君に対し質疑を行った。

○平成9年5月15日（木）（第13回）

- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律案（閣法第53号）（衆議院送付）について三塚大蔵大臣、政府委員、法務省、警察庁、外務省当局及び参考人日本銀行総裁松下康雄君に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

（閣法第53号） 賛成会派 自民、平成、社民、民緑
反対会派 共産
欠席会派 新社

なお、附帯決議を行った。

○平成9年5月28日（水）（第14回）

- 日本銀行法案（閣法第65号）（衆議院送付）について三塚大蔵大臣から趣旨説明を聴いた。
- また、同法律案の審査のため必要に応じ日本銀行の役職員を参考人として出席を求めることを決定した。

○平成9年5月29日（木）（第15回）

- 日本銀行法案（閣法第65号）（衆議院送付）について三塚大蔵大臣、政府委員及び参考人日本銀行総裁松下康雄君に対し質疑を行った。

○平成9年6月3日（火）（第16回）

- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 日本銀行法案（閣法第65号）（衆議院送付）について三塚大蔵大臣、政府委員及び参考人日本銀行総裁松下康雄君に対し質疑を行った。

○平成9年6月5日（木）（第17回）

- 日本銀行法案（閣法第65号）（衆議院送付）について三塚大蔵大臣、政府委員、法務省、警察庁当局及び参考人日本銀行総裁松下康雄君に対し質疑を行った。

○平成9年6月6日（金）（第18回）

- 日本銀行法案（閣法第65号）（衆議院送付）について以下の参考人から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

金融制度調査会会長
全国銀行協会連合会会長
早稲田大学商学部教授
東京国際大学経済学部教授

館 龍一郎君
佐伯 尚孝君
立脇 和夫君
田尻 嗣夫君

○平成9年6月10日（火）（第19回）

- 日本銀行法案（閣法第65号）（衆議院送付）について橋本内閣総理大臣、三塚大蔵大臣、政府委員、農林水産省及び参考人日本銀行総裁松下康雄君に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

（閣法第65号） 賛成会派 自民、社民、民緑の一部

反対会派 平成、民緑の一部、共産、新社

なお、附帯決議を行った。

○平成9年6月17日（火）（第20回）

- 請願第324号外10件を審査した。
- 租税及び金融等に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- 閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

（3）成立議案の要旨・附帯決議

平成9年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律案（閣法第1号）

【要 旨】

本法律案は、平成9年度における公債の発行の特例に関する措置及び一般会計からの厚生保険特別会計年金勘定への繰入れの特例に関する措置を定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 特例公債の発行等

(1) 特例公債の発行

政府は、財政法第4条第1項ただし書の規定等により発行する公債のほか、平成9年度の一般会計の歳出の財源に充てるため、予算をもって国会の議決を経た金額（7兆4,700億円）の範囲内で、特例公債を発行することができることとする。

(2) (1)により発行することができる特例公債の発行は、平成10年6月30日まで行うことができることとし、同年4月1日以後に発行される当該特例公債に係る収入は、平成9年度所属の歳入とすることとする。

(3) 政府は、(1)の特例公債の発行のため、国会の議決を経ようとするときは、

その特例公債の償還の計画を国会に提出しなければならないこととする。

(4) 政府は、(1)により発行した特例公債については、その速やかな減債に努めるものとする。

2 一般会計から厚生保険特別会計年金勘定への繰入れの特例

(1) 平成9年度における一般会計からの厚生保険特別会計年金勘定への繰入れのうち、国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）附則第79条に係るものについては、同条の規定による国庫負担金の額から7,200億円を控除した額を繰り入れることとする。

(2) 将来にわたる厚生年金保険事業の財政の安定が損なわれることのないよう、後日、繰入調整分（7,200億円）及びその運用収入相当額の合算額に達するまでの金額を、一般会計から繰り入れるものとする。

【附帯決議】

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

一 我が国の財政が危機的な状況にあることにかんがみ、各般の制度の見直しに早急に取り組み、これまで以上に歳出を削減し、公債発行及び残高の大幅な減額を目指すこと。

とりわけ特例公債については、世代間負担の公平等の観点から、その発行を極力抑制するとともに早期の償還に努めること。

一 財政の健全性を確保する観点から、いわゆる隠れ借金の実態を明確にするとともに、その解消に努めること。

一 財政構造改革が喫緊の課題であることを踏まえ、経済の構造改革・活性化を図り、歳入・歳出の均衡の実現に向けて最大限の努力を払うこと。

右決議する。

酒税法の一部を改正する法律案（閣法第6号）

【要旨】

本法律案は、世界貿易機関（WTO）の勧告に対応するため、しょうちゅう、ウイスキー類、スピリッツ類及びリキュール類に係る税率格差の縮小を図ろうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 酒税の税率の改正

しょうちゅう甲類及び乙類並びにリキュール類の税率を現行のスピリッツ類の水準まで引き上げ、これらの酒類の税率をアルコール分1度当たりで同一とする。また、これらの酒類とウイスキー類とのアルコール分1度当たりの税率格差を1.03倍に縮小するため、ウイスキー類の税率を引き下げる。

2 その他

(1) 輸入ウイスキー類等の移入に係る特例

税率の改正に際し、酒類の販売業者が保税地域から引き取った輸入ウイスキー類等の移入について、戻入れ控除等の規定を適用する。

(2) 手持品課税

税率の改正の日において、税率の引上げが行われる酒類を流通段階で500リットル以上所持する者に対して、手持品課税を行う。

3 施行期日

この法律は、別段の定めがあるものを除き、平成9年10月1日から施行することとする。

なお、本法律施行に伴う平成9年度の租税減収見込額は、約180億円である。

【 附 帯 決 議 】

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

- 一 WTO勧告に対応した酒税法改正については、消費者及び製造者に与える影響にかんがみ、今後とも、関係国の理解が得られるよう最大限努力すること。
- 一 中小事業者の多いしょうちゅう乙類業界が、今回の大幅な税率引上げに対処して一層の近代化を促進できるよう、十分な指導を行うとともに所要の措置を講じること。
- 一 財政物資としての酒類の特性に配慮し、酒税の円滑かつ適正な転嫁と公正な取引の確保が図られるよう十分に指導すること。

右決議する。

租税特別措置法及び阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第7号）

【 要 旨 】

本法律案は、最近における社会経済情勢等にかんがみ、住宅・土地関連税制等について適切な対応を図るほか、租税特別措置の整理合理化その他所要の措置を講ずるとともに、阪神・淡路大震災の被災者に対する特例措置等を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 住宅・土地税制

(1) 住宅取得促進税制の見直し

- ① 住宅借入金等の年末残高1,000万円以下の部分に適用される控除率（現行は当初2年間1.5%、残り4年間1%）を、平成9年中及び平成10年中に居住の用に供する場合に拡充し、その後、段階的に適正化した上、適用期限を平成13年12月31日まで延長する。

② 住宅取得促進税制の特例として、阪神・淡路大震災の被災者が平成9年1月1日から平成13年12月31日までの間に再建住宅を居住の用に供した場合、住宅借入金等の年末残高1,000万円以下の部分に適用される控除率（現行は当初2年間1.5%、残り4年間1%）を、全控除期間を通じて2%とする。

(2) 登録免許税

住宅用家屋の所有権について、保存登記の軽減税率を1000分の1.5（現行1000分の3）に、移転登記の軽減税率を1000分の3（現行1000分の6）にそれぞれ引き下げた上、その適用期限を2年延長する。また、住宅取得資金の貸付け等に係る抵当権の設定登記の軽減税率を1000分の1（現行1000分の2）に引き下げた上、その適用期限を2年延長する。

(3) 印紙税

平成9年4月1日から平成11年3月31日までの間に作成される不動産譲渡契約書及び工事請負契約書に係る税率を引き下げる。

2 社会経済情勢等への対応

(1) 特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除制度（いわゆるエンジェル税制）の創設

特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失のうち、その年の株式等の譲渡益から控除しきれなかった金額について、翌年以後3年間の繰越控除を認める。

(2) 産業空洞化対策

特定産業集積の活性化に関する臨時措置法の制定に伴い、特定中小企業者等が同法の高度化等計画に従って取得する一定の機械及び装置について、取得価額の100分の15の特別償却を認める。

(3) 沖縄振興

沖縄島と沖縄以外の本邦の地域との間を航行する航空機に、平成9年7月1日から平成14年3月31日までの間に積み込まれる航空機燃料に係る航空機燃料税の税率を、1キロリットルにつき1万5,600円（現行2万6,000円）とする等の措置を講ずる。

3 その他の租税特別措置の改正

輸入製品国内市場開拓準備金の廃止、技術等海外取引に係る所得の特別控除制度の見直し等既存の特別措置の整理合理化等を行うほか、交際費の損金不算入制度、民間国外債の利子等の非課税制度等、適用期限の到来する特別措置について実情に応じ適用期限を延長する等の措置を講ずる。

なお、本法律施行に伴う平成9年度の租税減収見込額は、約840億円である。

【附帯決議】

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

- 一 国民の理解と信頼に基づく税制の確立のため、公平・公正の見地から税制全般にわたる不断の見直しを行うとともに、特に租税特別措置については、その政策課題の緊急性、効果の有無、手段としての妥当性、利用の実態等を十分吟味し、今後とも徹底した整理合理化を推進すること。
 - 一 阪神・淡路大震災の被災者・被災企業の生活・事業活動の復興を引き続き支援する観点から、今後とも必要に応じて、税制面での適切かつ有効な対応を行うこと。
 - 一 変動する納税環境、業務の一層の複雑化・国際化・情報化、制度改正等に伴う事務量の増大及び税務執行面における負担の公平確保の見地から、国税職員については、その職員の年齢構成の特殊性等従来の経緯等に配慮し、今後とも処遇の改善、職場環境・機構の充実及び定員の一層の確保に特段の努力を払うこと。
- 右決議する。

関税率法等の一部を改正する法律案（閣法第33号）

【要 旨】

本法律案は、最近における内外の経済情勢の変化に対応し、我が国の市場の一層の開放を図る等の見地から、関税率、還付制度等について所要の改正を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 1 関税率等の改正
石油製品、粗糖等の関税率の引下げ等を行う。
- 2 還付制度等の改正
中間留分石油製品等の増産に係る関税の還付制度を廃止し、石油アスファルト等に係る関税の還付制度を新設するとともに、平成9年3月31日に適用期限の到来する石油関係の還付制度等について、その適用期限の延長等を行う。
- 3 暫定関税率の適用期限の延長
平成9年3月31日に適用期限の到来する暫定関税率の適用期限を延長する。
- 4 税関手続の簡素化
輸出入申告の際に提出することとされている仕入書についてその提出を省略できる範囲を拡大する等、税関手続の簡素化を行う。
- 5 過少申告加算税等の導入
適切な納税申告を確保する観点から、関税においても内国税と同様に、過

少申告加算税及び無申告加算税を導入する。

6 施行期日

この法律は、別段の定めがあるものを除き、平成9年4月1日から施行することとする。

なお、本法律施行に伴う平成9年度一般会計の関税減収見込額は、約90億円、石炭並びに石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計の原油等関税減収見込額は、約4億円である。

【附帯決議】

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

- 一 関税率の改正に当たっては、貿易自由化の流れに基礎を置きながら、国民経済的な視点から国内産業、特に農林水産業及び中小企業に及ぼす影響を十分に配慮しつつ、調和ある対外経済関係の強化及び国民生活の安定・向上に寄与するよう努めること。
- 一 関税の執行に当たっては、過少申告加算税等の導入を踏まえ、より一層適正・公平な課税の確保に努めること。
- 一 著しい国際化の進展等による貿易量及び出入国者数の伸長等に伴い税関業務が増大、複雑化する中で、その適正かつ迅速な処理に加え、銃砲を始め、麻薬・覚せい剤、知的財産権侵害物品、ワシントン条約物品等の水際における取締りの強化に対する国際的・社会的要請が高まっていることにかんがみ、税関業務の一層の効率的・重点的な運用に努めるとともに、税関業務の特殊性を考慮し、中長期的展望に基づく税関職員の定員確保はもとより、その処遇改善、職場環境の充実等に特段の努力を払うこと。

右決議する。

中東・北アフリカ経済協力開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律案 (閣法第34号)

【要旨】

本法律案は、中東・北アフリカ経済協力開発銀行（以下「銀行」という。）への加盟に伴い、銀行に対する出資及び拠出等について所要の規定を設けようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 1 政府は、銀行に対して、467億9,812万3,869円の範囲内において、本邦通貨により出資するとともに、予算で定める金額の範囲内において、本邦通貨により、追加出資し、又は銀行の特別基金に充てるため拠出することができる。
- 2 政府は、銀行に出資し又は拠出する本邦通貨に代えて、その全部又は一部

を国債で出資し又は拠出することができることとし、当該国債の発行条件、償還等については、国際復興開発銀行の例に準ずる。

- 3 銀行の保有する本邦通貨その他の資産の寄託所としての業務は、日本銀行が行うものとする。

国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律及び国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第35号）

【要 旨】

本法律案は、国際復興開発銀行及び国際開発協会に対する出資の額が増額されることとなるのに伴い、当該出資の額を増額に應ずるための措置を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 1 国際復興開発銀行に対する我が国の出資の額が増額されることとなるのに伴い、政府は、同銀行に対し、従来の出資の額のほか、33億2,300万協定ドル（約40億870万現行ドル）の範囲内において追加出資することができる。
- 2 国際開発協会の第11次増資に伴い、政府は、同協会に対し、従来の出資の額のほか、今後3年間にわたって総額2,304億528万円の範囲内において追加出資することができる。なお、追加出資は、全額出資国債により払い込むこととしている。

【附 帯 決 議】

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

- 一 国際機関の運営等に当たっては、人材面等での協力を進めるとともに、主要出資国にふさわしい指導力の発揮に努めること。
- 一 国際機関への我が国からの出資及び拠出等の支援について、納税者の理解を得られるよう、その活動内容の透明性の確保に努めること。
- 一 国際開発金融機関について、それぞれの特性を踏まえて役割分担を明確化するなど、全体として効率的な運営に努めるよう働きかけること。

右決議する。

外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律案（閣法第53号）

【要 旨】

本法律案は、最近における我が国の国際金融取引を取り巻く環境の変化に対応し、我が国金融市場及び資本市場の一層の活性化を図るため、資本取引等について許可又は届出に係る制度を原則として廃止して事後報告制度に移行するとともに、外国為替公認銀行制度等による外国為替業務に係る規制を廃止する

等、より自由な対外取引のための環境整備等を行うため、外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 題名

外国為替及び外国貿易管理法の題名を「外国為替及び外国貿易法」に改める。

2 総則

定義規定及び外国為替相場に関する規定について所要の規定の整備を行う。

3 外国為替公認銀行及び両替商

外国為替業務の自由化を行うため、外国為替公認銀行の認可制度及び両替商の認可制度を廃止することとし、関連規定を削除する。

4 支払等

(1) 本邦から外国へ向けた支払等について主務大臣が許可を受ける義務を課することができる要件等に関し所要の規定の整備を行う。

(2) 特殊な方法による支払等について主務大臣の許可を受けなければならないとされている規定を削除する。

(3) 銀行その他の政令で定める金融機関（以下「銀行等」という。）は、その顧客の支払等が許可を受ける義務が課されたものである場合等について、当該許可を受けていること等を確認した後でなければ、その支払等に係る為替取引を行ってはならないこととし、郵政官署が行う為替取引についても準用する。

(4) 銀行等は、その顧客と本邦から外国へ向けた支払（政令で定める小規模のものを除く。）に係る為替取引を行おうとするときは、あらかじめ、当該顧客の真偽を確認するよう努めなければならないこととし、郵政官署が為替取引を行おうとする場合及び両替業務を行う者が両替を行おうとする場合についても準用する。

(5) 非居住者に対する債権の放棄等について主務大臣の許可を受ける義務を課することができることとされている規定を削除する。

(6) 支払手段等を輸出入しようとするときは、政令で定める場合等を除き、その内容等を大蔵大臣に届け出なければならないこととする。

5 資本取引等

(1) 資本取引の定義について所要の規定の整備を行う。

(2) 許可又は事前届出を要するとされていた資本取引について、原則として許可又は事前届出を不要とするとともに、大蔵大臣及び通商産業大臣が許可を受ける義務を課することができる要件等に関し所要の規定の整備を行

う。

- (3) 特別国際金融取引勘定において経理される取引又は行為の対象として非居住者が発行する証券（政令で定めるものに限る。）の非居住者からの取得等を加える。
- (4) 指定証券会社制度を廃止することとする。
- (5) 対外直接投資について、大蔵大臣が内容の変更又は中止を勧告できる場合の要件を限定するとともに、所要の規定の整備を行う。
- (6) 役務取引等について主務大臣が許可を受ける義務を課することができる要件等について所要の規定の整備を行う。

【附帯決議】

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

- 一 本法律が平成10年4月に施行されることを念頭に置き、我が国が国際金融センターとして国際的市場間競争に対応し得るよう、金融・資本市場及び金融システムにおける規制緩和を可及的速やかに進めるとともに、会計制度をグローバル・スタンダードに適合させるなど金融インフラの整備に不断の努力を払うこと。
- 一 本法律の運用に当たっては、外国為替取引の自由化によって増加が懸念されるマネー・ローンダリング等不正な取引を防止すると同時に、投資家・消費者等が自由化のメリットを最大限享受できるよう、十分配慮すること。
- 一 外国為替取引の自由化等に伴い、金融・証券税制を適切に見直すほか、課税回避を防止するための海外送金等の報告制度や民間国外債に係る本人確認制度の整備等に努めること。また、国税業務の一層の国際化・情報化・複雑化に伴い事務量の増大も予想されることから、国税職員については、定員の確保及び職場環境・機構の充実に特段の努力を払うこと。
- 一 経済制裁のため本邦からの海外送金、資本取引、外国貿易等をしようとする者に主務大臣の許可等を受ける義務を課した場合は速やかにその理由を公表し、国会に報告すること。

右決議する。

日本銀行法案（閣法第65号）

【要 旨】

本法律案は、内外の経済社会情勢の変化に対応し、我が国の中央銀行である日本銀行の通貨及び金融の調節における独立性とその意思決定の透明性を高めるとともに、日本銀行の適正かつ効率的な業務運営を確保する必要性にかんがみ、日本銀行の政策委員会の権限の強化とその議事要旨の速やかな公表をはじめ

めとする日本銀行の抜本的な改革を実施するため、日本銀行法の全部を改正するものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 目的等

日本銀行は、我が国の中央銀行として、銀行券を発行するとともに、通貨及び金融の調節を行うほか、金融機関の間で行われる資金決済の円滑の確保を図り、もって信用秩序の維持に資することを目的とすることとし、また、通貨及び金融の調節の理念等について明確化することとする。

2 政策委員会の権限等

(1) 政策委員会の議決事項の拡充及びその組織の見直しを行うほか、通貨及び金融の調節に関する事項を議事とする会議の議事要旨を速やかに公表する等の措置を講ずることとする。

(2) 政策委員会の政府代表委員制度を廃止し、通貨及び金融の調節に関する事項を議事とする政策委員会の会議に限り政府から出席することができることとし、政府からの出席者は、議案を提出し、又は議決の延期を求めることができる等の措置を講ずることとする。

3 役員及び職員等

(1) 日本銀行の役員の構成、任命、任期等について、総裁、副総裁等の任命に両議院の同意を要することとする等所要の見直しを行うこととする。

(2) 日本銀行の役職員について、守秘義務等を定めるとともに、給与等の支給の基準及び服務に関する準則を作成し、公表しなければならないこととする。

4 国会に対する報告等

日本銀行は、通貨及び金融の調節等についての報告書を国会に提出するとともに、業務及び財産の状況について説明を求められたときは、総裁等は国会に出席しなければならないこととする。

5 大蔵大臣の監督等

大蔵大臣の広範な業務命令権、立入検査権等を廃止し、日本銀行又は役職員に違法行為等があったときに限り、大蔵大臣はその是正等を求めることができることとするとともに、監事の監査機能の活用を図ることとするほか、経費の予算についても、大蔵大臣は、認可をしない場合にはその理由を公表しなければならないこととする。

【 附 帯 決 議 】

政府及び日本銀行は、次の事項について、十分配慮すべきである。

- 一 日本銀行の法人格の在り方については、日本銀行が重要な金融政策を実施する機関であることを踏まえ、民間出資者の位置付け、法的性格の変更に伴

う諸コスト、金融政策に係る日本銀行の独立性への影響等を総合的に勘案しつつ、さらに検討を行うこと。

- 一 日本銀行の予算認可、違法行為の是正措置、資料の徴求、業務報告書の国会への提出等については、日本銀行の業務運営の自主性に配慮しつつ、適正な運用に努めること。
 - 一 政府の経済政策と日本銀行の金融政策の整合性の確保に努めるとともに、日本銀行総裁・副総裁は、国会への出席義務が課される本法の施行日以前においても、誠意をもって金融政策の考え方等につき国会に対して十分説明するよう努めること。
 - 一 役員集会の廃止、議決に付すべき内容・参考資料等の事前送付、独自スタッフの配置等により政策委員会の活性化を図るとともに、政策委員会の議事要旨の速やかな公表等を行い、金融政策の決定過程の透明性を最大限確保すること。
 - 一 日本銀行の給与水準については、一般民間企業、国家公務員、民間金融機関等の給与水準を総合的に勘案し、国民の理解が得られる適正なものとなるよう努めるとともに、機構の見直し、支店・事務所の統廃合、保有資産の整理、人員配置の適正化等を含む抜本的なリストラ計画を早急に作成し、合わせて経費予算、給与水準、日銀納付金等の透明性の確保に努めること。
 - 一 日本銀行の役職員の再就職制限については、国家公務員の再就職制限等も参考にしつつ、国民の理解が得られるよう適切なルールを作成すること。
- 右決議する。

平成8年度の新生産調整推進助成補助金等についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案（衆第1号）

【要 旨】

本法律案は、平成8年度において、新生産調整推進対策による米の計画生産を推進するため、政府等が稲作の転換を行う者等に対し交付する新生産調整推進助成補助金等について、税制上の軽減措置を講ずるものであり、その内容は次のとおりである。

- 1 個人が交付を受ける同補助金等については、一時所得に係る収入金額とみなすとともに、転作に伴う特別支出費用等は、一時所得の必要経費とみなす。
- 2 農業生産法人が交付を受ける同補助金等については、交付を受けた後2年以内に事業の用に供する固定資産の取得又は改良に充てる場合、圧縮記帳の特例を認める。

なお、本法律施行に伴う平成8年度における租税の減収見込額は、約5億円である。

(4) 付託議案審議表

・内閣提出法律案（8件）

※は予算関係法律案

| 番号 | 件名 | 先議院 | 提出月日 | 参議院 | | | 衆議院 | | |
|-----|---|-----|-------------------|----------|-----------------------|---------------|----------|-----------------------|---------------|
| | | | | 委員会付託 | 委員会議決 | 本会議決 | 委員会付託 | 委員会議決 | 本会議決 |
| ※1 | 平成9年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律案 | 衆 | 9. 1.20 | 9. 3.14 | 9. 3.28 可決 附帯決議 | 9. 3.28 可決 | 9. 2.14 | 9. 3. 5 可決 附帯決議 | 9. 3. 5 可決 |
| | | | ○9. 3.14 | 参本会議趣旨説明 | | | ○9. 2.14 | 衆本会議趣旨説明 | |
| ※6 | 酒税法の一部を改正する法律案 | 〃 | 1.31 | 3.13 | 3.21 可決 附帯決議 | 3.24 可決 | 2.20 | 3. 5 可決 | 3. 5 可決 |
| | | | ○9. 2.20 衆本会議趣旨説明 | | | | | | |
| ※7 | 租税特別措置法及び阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律案 | 〃 | 1.31 | 3.14 | 3.21 可決 附帯決議 | 3.24 可決 | 2.20 | 3. 5 可決 附帯決議 | 3. 5 可決 |
| | | | ○9. 3.14 | 参本会議趣旨説明 | | | ○9. 2.20 | 衆本会議趣旨説明 | |
| ※33 | 関税定率法等の一部を改正する法律案 | 〃 | 2.10 | 3.13 | 3.17 可決 附帯決議 | 3.19 可決 | 2.26 | 3. 5 可決 附帯決議 | 3. 5 可決 |
| ※34 | 中東・北アフリカ経済協力開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律案 | 〃 | 2.10 | 3.18 | 4. 1 可決 | 4. 4 可決 | 3. 6 | 3.18 可決 附帯決議 | 3.18 可決 |
| ※35 | 国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律及び国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案 | 〃 | 2.10 | 3.18 | 3.27 可決 附帯決議 | 3.28 可決 | 3. 6 | 3.18 可決 附帯決議 | 3.18 可決 |
| 53 | 外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律案 | 〃 | 3. 4 | 5. 7 | 5.15 可決 附帯決議 | 5.16 可決 | 4. 3 | 4.22 可決 附帯決議 | 4.24 可決 |
| | | | ○9. 5. 7 | 参本会議趣旨説明 | | | ○9. 4. 3 | 衆本会議趣旨説明 | |
| 65 | 日本銀行法案 | 〃 | 3.11 | 5.28 | 6.10 可決 附帯決議 | 6.11 可決 | 4.17 | 5.21 可決 附帯決議 | 5.22 可決 |
| | | | ○9. 5.28 | 参本会議趣旨説明 | | | ○9. 4.17 | 衆本会議趣旨説明 | |

・衆議院議員提出法律案（1件）

| 番号 | 件名 | 提出者 (月日) | 予備送付 月日 | 本院への 提出月日 | 参議院 | | | 衆議院 | | |
|----|--|-------------------------------|------------|--------------|---------|--------------|--------------|-------|-------|--------------|
| | | | | | 委員会付託 | 委員会議決 | 本会議決 | 委員会付託 | 委員会議決 | 本会議決 |
| 1 | 平成8年度の新生産調整推進助成補助金等についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案 | 大蔵委員長 額賀 福志郎君 (9. 2. 4) | 9. 2. 4 | 9. 2. 6 | 9. 2. 6 | 9.2.13 可決 | 9.2.14 可決 | | | 9.2. 6 可決 |